■ 諮問

７港環み第４８６５号
令和８年３月24日

港区環境審議会
会長　青　柳　みどり　様

港区長　　清　家　　愛

港区環境基本条例（平成１０年３月港区条例第２８号）第２０条第２項第２号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項

「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

２　諮問理由

区が令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）は、令和３（2021）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とし、家庭や事業所から排出されるごみ量の削減や、資源化率の向上等を数値目標として定めるとともに、食品ロス削減推進法に基づく「港区食品ロス削減推進計画」を包含した計画です。

区は現行計画に基づき、区民や事業者とともに３Ｒを推進し、食品ロスの削減に向けた施策を実施してきました。その結果、ごみ量や食品ロスの削減については一定の成果を得ましたが、資源化率の向上については更なる取組の強化が必要です。

この間、国ではプラスチック資源循環促進法が施行され、その後「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定を経て、昨年には再資源化事業等高度化法が施行されるなど、循環型社会の構築に向けた動きが加速しています。食品ロスに関しては、昨年「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、新たな数値目標や施策の推進が盛り込まれました。

東京都においては、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革や、廃棄物処理システムの更なる充実強化等をコンセプトとして、新たな資源循環・廃棄物処理計画を策定しています。

区がめざす「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、埋立処分場の残余期間の延伸に加え、循環型社会の構築が急がれる現状において、区はこれまで区民や事業者とともに実施してきた３Ｒや食品ロスの削減の取組を一層強化していかなければなりません。また、大規模災害時における廃棄物の運搬・処理については、区が令和４（2022）年３月に策定した「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、万全な対策を講じていく必要があります。

これらの社会動向や課題に的確に対応していくため、策定から５年が経過した現行計画の中間見直しを令和８年度に行い、計画後期に向けて施策の充実・強化を図ります。つきましては、計画の改定に当たり、基本的な方向性について、諮問いたします。

■ 答申

「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

（答　申）

令和８年８月

港区環境審議会

目次

第１章 計画改定の基本的事項 1
第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景 1
第２節 計画の位置付け 2
第３節 計画見直しの必要性 3
第４節 計画期間 3
第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し 4
第１節 現行計画の取組と評価 4
(1)事業系ごみの発生抑制 5
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 6
(3)食品ロスの削減 7
(4)資源回収の拡大 8
(5)持続可能な集団回収制度の構築 9
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 10
(7)災害等への対応力の向上 11
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 11
第２節 今後の見通し 12
第３章 現行計画改定の基本的方向性 13
第１節 基本理念について 13
第2節 基本方針について 13
第3節 数値目標について 15
第4節 重点施策の今後の取組について 15
(1)事業系ごみの発生抑制 15
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 15
(3)食品ロスの削減 16
(4)資源回収の拡大 16
(5)持続可能な集団回収制度の構築 16
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 17
(7)災害等への対応力の向上 17
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 17
■用語解説 19

第１章 計画改定の基本的事項

第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景

近年の循環型社会*の実現に向けた我が国の動向は、従来の廃棄物処理中心の施策から、資源循環*と脱炭素を一体的に推進する方向へと大きく転換しています。

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性*や循環利用率*の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野*にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８（2026）年３月）」において、資源ロス削減と循環利用の強化、持続可能な資源利用に向けた社会変革の加速、そして強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保の３つを柱として掲げ、CO2 排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保をめざしていくこととしています。

これらを踏まえると、今後の循環型社会政策は、「量の削減」に加え、「質の高い循環」が重要となってきているといえます。また、行政のみならず、事業者や区民の行動変容を促す仕組みづくりが重要であり、多様な主体の連携による取組の深化が求められています。

本区においては、こうした動向を踏まえた「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）の改定を行い、地域特性に応じた施策を具体化していくことが必要です。

第２節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、計画の改定に当たっては、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画、区が策定する「MINATO ビジョン」、「港区環境基本計画」等と整合を図る必要があります。



第３節 計画見直しの必要性

区では、令和３（2021）年２月に現行計画を策定し、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月）」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、必要な見直しを行うものです。

第４節 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し

第１節 現行計画の取組と評価

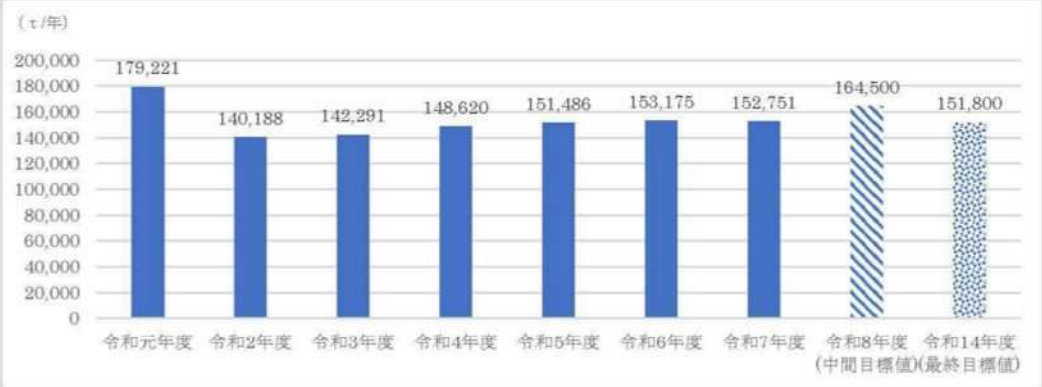
現行計画においては、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として掲げ、下に示す３つの基本方針に基づき、数値目標を設定したうえで、事業系ごみ*の発生抑制や食品ロス*の削減など、８つの重点施策を掲げてごみの減量・資源化の取組を実践してきたところです。

ここでは、重点施策の取組の評価、資源・ごみの排出の現状と課題について整理します。

【現行計画における基本理念・基本方針】

基本理念	環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素※社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します ※「低炭素」は「脱炭素」に変更が必要（第３章）
基本方針	基本方針Ⅰ　区民の参画と協働による３R*を推進します 基本方針Ⅱ　事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 基本方針Ⅲ　安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します

【総排出量実績と目標値】

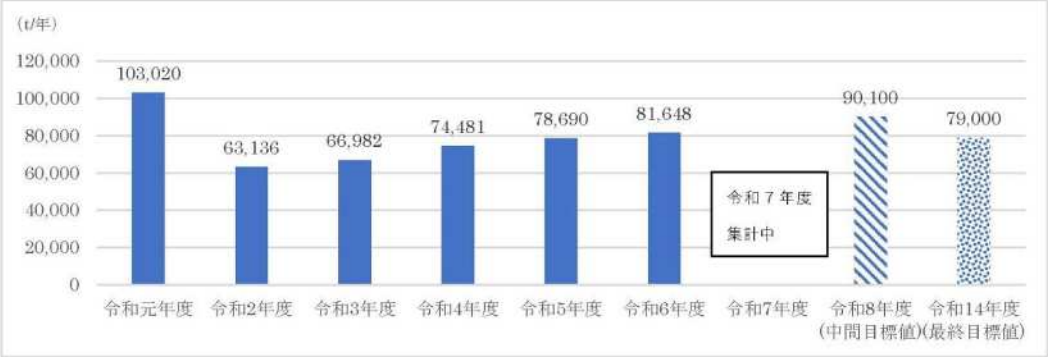


※令和７年度は速報値

(1)事業系ごみの発生抑制

港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任*のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ*の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と目標値】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査アンケート）】



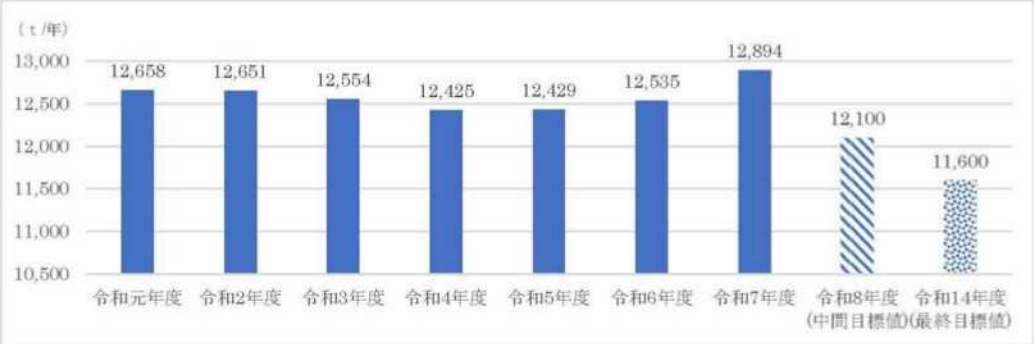
※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。
※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

(2)プラスチックの使用抑制と資源循環

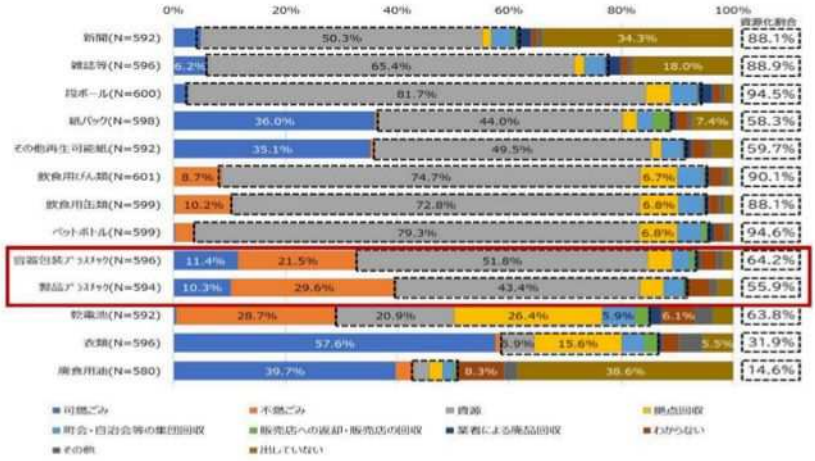
港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック*や製品プラスチック*を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と目標値】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】



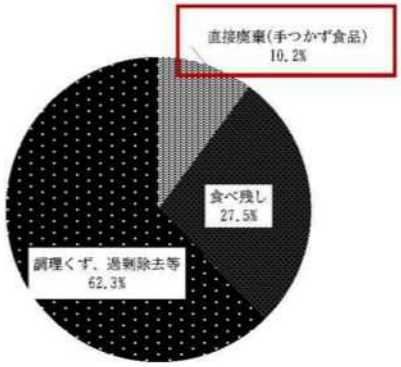
※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

(3)食品ロスの削減

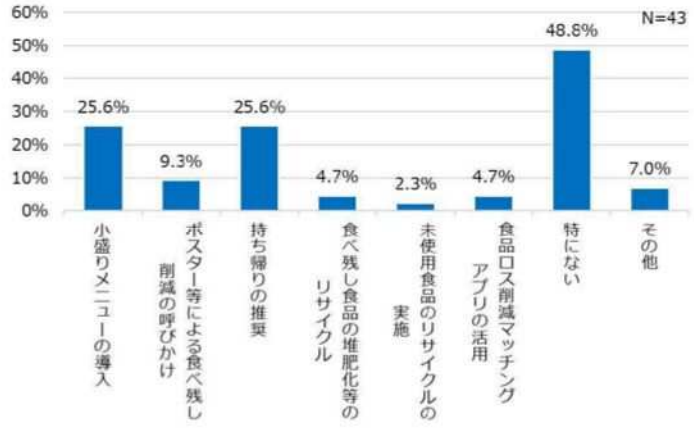
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品*を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ*を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査*」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類*（生ごみ）の中に約 10%の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店*登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和7年度排出実態調査）】



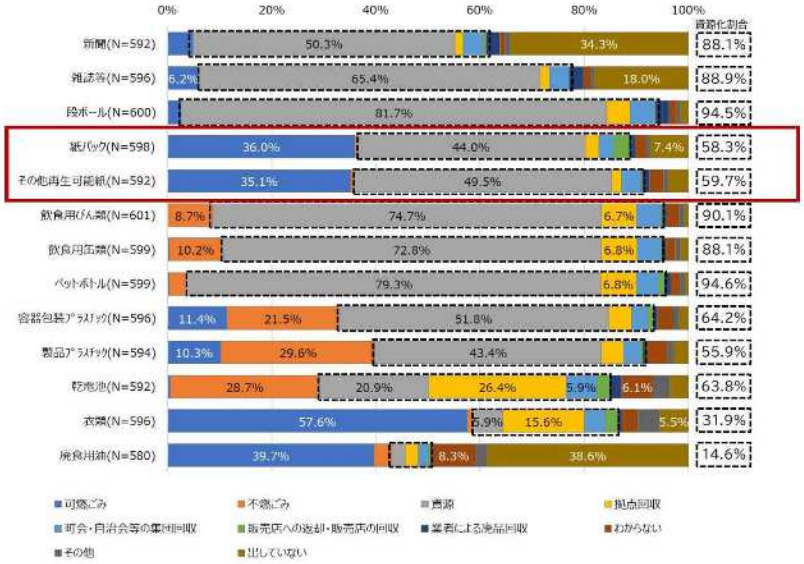
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和7年度基礎調査アンケート）】



（4）資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収*」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収*」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収*」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率*に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】

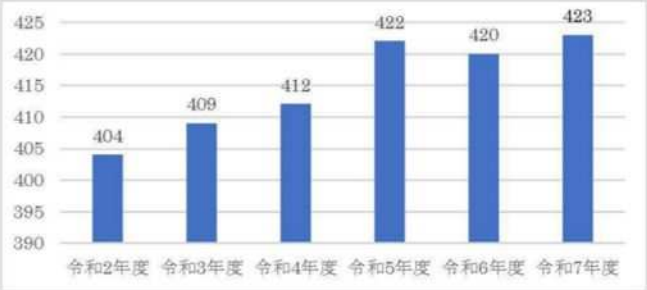


※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

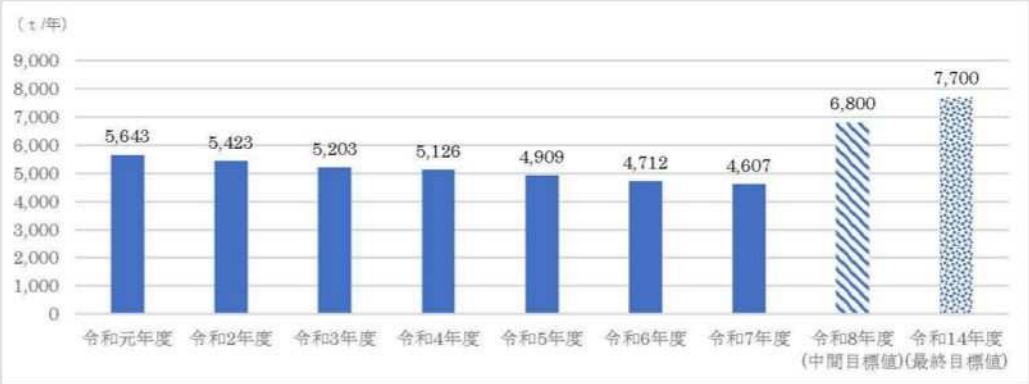
(5)持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収*を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と目標値】



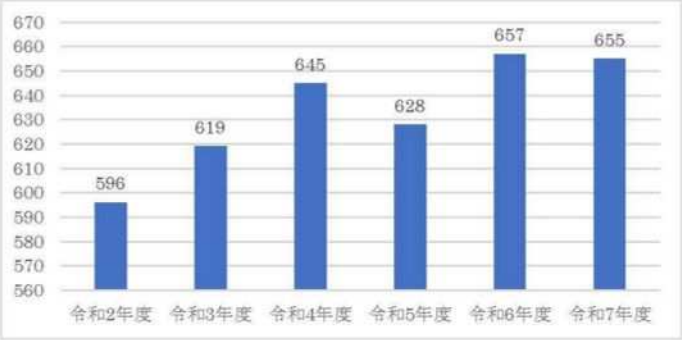
9

(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

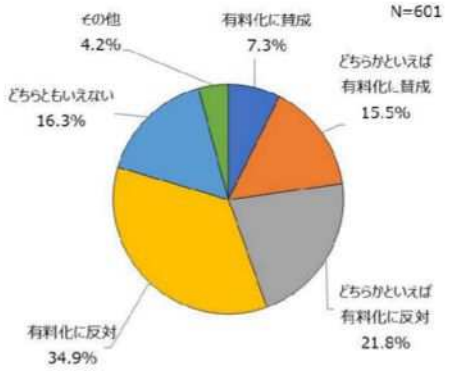
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導*など、きめ細かな対応を行ってきています。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池*などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ*有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別(高齢者や障害者、妊産婦等の世帯)訪問収集件数】



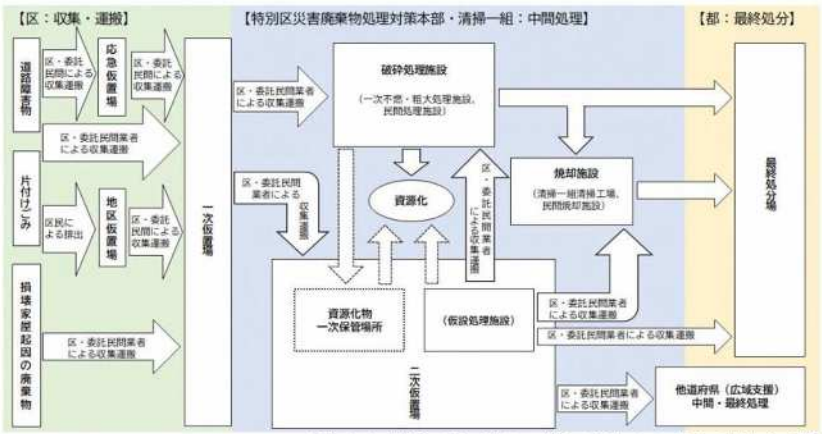
【家庭ごみ有料化に対する区民意見(令和7年度基礎調査)】



10

(7)災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物*を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場*の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

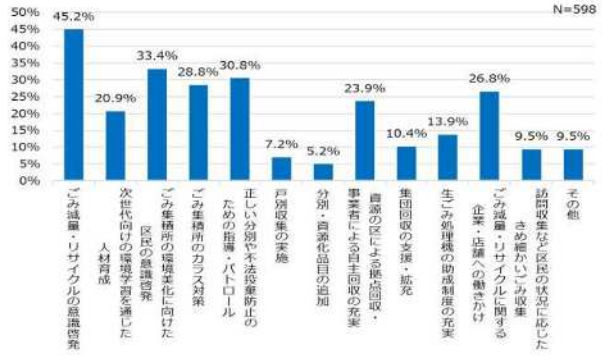


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

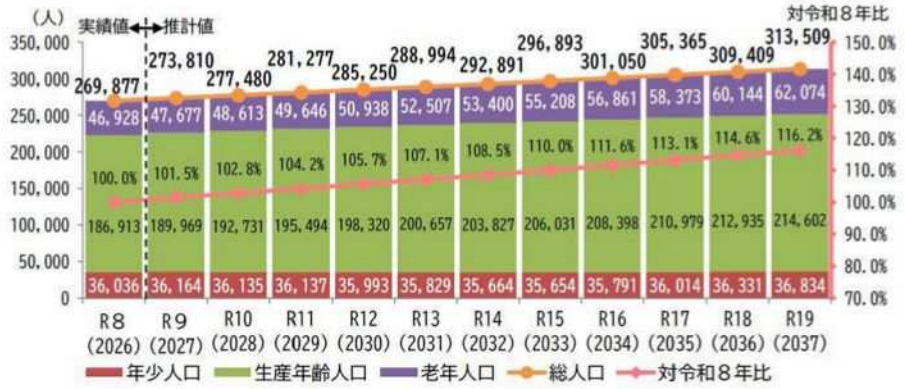
【区に力を入れてほしいこと（令和7年度基礎調査アンケート）】



第２節 今後の見通し

港区内からのごみは地域特性から半分以上が事業系であり、事業活動の再開・活性化で増加傾向となっていることが示されていますが、これに加えて、人口増が続く局面では、家庭由来の排出も「底上げ」されるため、総排出量を押し下げるには、人口増を上回る１人当たり排出抑制と資源化の実効性が求められます。

（港区人口推計（令和８年３月））



第３章 現行計画改定の基本的方向性

第１節 基本理念について

近年、資源制約の深刻化や気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景に、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした社会経済のあり方から、資源を循環的に利用する持続可能な社会への転換が強く求められています。

このような動向の中、港区においては、人口増や生活様式の変化により、廃棄物排出量の増加や排出形態の複雑化が進んでいます。さらに、再資源化可能な資源の可燃ごみへの混入といった排出の質に関する課題もあり、従来の取組の延長では対応が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた責任を果たしながら、意識改革と行動変容を伴う取組を一層推進していく必要があります。

区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者責任*に基づき、発生抑制及び適正処理に主体的に取り組む必要があります。また、区は、安定的かつ適正な廃棄物処理を確保するとともに、区民及び事業者の取組を効果的に支援し、資源循環の推進を図ることが求められます。

現行計画において掲げた「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を、区民・事業者とともに推進する」という基本理念は、これらの社会情勢の変化を踏まえてもなお普遍的であり、本区の廃棄物行政の根幹をなすものです。このため、本計画においても当該理念を継承しつつ、より実効性の高い取組へと発展させていく必要があります。なお、ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素」から「脱炭素」へ、表現を見直すべきです。

第2節 基本方針について

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、現行の基本方針についても以下のとおり継承します。

（１）基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

港区においては、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的回収や食品ロス削減に向けた普及啓発などの取組を展開してきました。

一方、基礎調査及び排出実態調査からは、家庭ごみにおいて再資源化可能な資源が可燃ごみ等に相当量混入していることが明らかとなっており、資源化率の向上に向けては排出の質の改善が不可欠です。

さらに、食品ロスについても一定の改善は見られるものの、依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の一層の推進が必要です。

港区は、全国と比較しても資源化率が高く、家庭から出るごみ排出量の削減についての取組も精力的に行っている状況ですが、今後も引き続き区民一人ひとりが港区の一員として資源循環を支える重要な担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制を意識したライフスタイルへの転換や適正な分別・排出を実践することで、資源循環の推進と目標

の達成につなげていくことが重要です。
区は、これらの取組を支えるため、効果的な普及啓発や環境学習の充実、分かりやすい情報提供などを通じて区民の主体的な行動を促進し、「区民の参画と協働による３Ｒの推進」に一層取り組んでいく必要があります。

（２）基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」
本区におけるごみ排出量の半分以上は事業系ごみが占めており、事業活動の再開・活性化に伴い、持込ごみ量は増加傾向にあります。また、排出実態においては、紙類が大きな割合を占めており、資源化の余地が大きい状況です。
これまで区は、大規模建築物に対する再利用計画書*の提出義務や立入指導等を実施してきましたが、更なる排出抑制及び資源化の推進が求められています。
加えて、国の制度においては、製品の設計段階から資源循環を考慮する取組が求められており、飲食店を含む事業者の責任はより広範なものとなっています。
このため、事業者は、排出者責任の原則に基づき、適正処理の徹底に加え、発生抑制、再使用、再生利用の推進、さらにはサプライチェーン全体を通じた廃棄物削減に主体的に取り組む必要があります。
区は、これらの取組を促進するため、指導の充実や情報提供、インセンティブの活用等により、事業者の自主的取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」に一層取り組んでいく必要があります。

（３）基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」
区はこれまで、収集業務の効率化や民間委託、収集ルートの最適化を進めるとともに、繁華街における早朝収集や高齢者世帯への戸別訪問収集など、地域特性に応じたサービス向上に取り組んできました。
一方、区民の高齢化、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。また、大規模災害の発生時においても、廃棄物処理を継続するための体制整備が重要な課題となっています。
このため、区は、平常時における効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制の確保に加え、災害時においても迅速かつ適切な対応が可能となる体制を構築するとともに、安全性・利便性の向上を図る必要があります。
あわせて、資源化の徹底による処理量の削減を図り、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立をめざし、「安全・安心な区民生活を支え続ける持続可能な廃棄物処理体制の確保」に一層取り組んでいく必要があります。

第3節 数値目標について

数値目標は施策や取組の成果について、達成すべき水準や方向性を具体的な数値で示したものであり、その進捗状況を客観的に把握し、評価や改善につなげるための基準となるものです。

現状の取組が成果に結び付いているか改めて分析・評価し、施策の見直しや強化を図る必要があります。そのうえで、計画期間の後期に向けて実現性とメリハリのある数値目標を設定していく必要があります。

第4節 重点施策の今後の取組について

本区の資源・ごみを取り巻く状況は、事業系ごみの増加や資源化可能物の可燃ごみへの混入、食品ロスの発生などの課題に加え、人口増や高齢化の進展等により複雑化しています。これらの課題に対応するためには、更なるごみの発生抑制や分別の徹底による資源循環の質の向上と、区民及び事業者の行動変容の促進が重要です。

また、清掃事業の安全性や利便性の確保、災害時の対応力の向上など、持続可能な廃棄物処理体制の構築も求められます。

以上を踏まえ、８つの重点施策について、今後の取組の方向性を提言します。

(1)事業系ごみの発生抑制

これまで区は、大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、事業系ごみ分別リーフレットの配布、一般廃棄物収集運搬業者への指導による適正排出の促進等を実施してきました。しかしながら、港区は業務・商業機能が集積する地域特性を有しており、区内で排出されるごみの半数以上を事業系ごみが占めています。近年は事業活動の活性化やインバウンドの回復等に伴い、ごみ量が増加傾向にあり、更なる発生抑制と資源化の推進が必要となっています。

今後は、排出事業者による自己処理責任の徹底に加え、紙類やプラスチック類など資源化可能な廃棄物の分別を一層推進する必要があります。特に、大規模事業者に対しては再利用計画書の作成だけでなく、実効性のある取組につながるよう ICT を活用した進行管理やデータ活用を検討することが重要です。

また、飲食店や宿泊施設、小規模事業者に対しても、食品ロス削減や資源循環に関する情報提供を強化するとともに、好事例の共有や表彰制度の活用など、自主的な取組を促進する仕組みづくりが求められます。さらに、繁華街における不適正排出対策についても関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

(2)プラスチックの使用抑制と資源循環

これまで区は、海洋プラスチック問題に関する啓発を推進してきたほか、区の事務事業及び施設管理からプラスチックを排除する「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定めるなど、率先した取組を進めてきました。

一方で、資源として回収されるべきプラスチックの一部が可燃ごみとして排出されて

いる実態も見られることから、更なる分別の徹底と資源循環の促進が必要です。今後は、マイバッグやマイボトルなどワンウェイプラスチック*の代替となる製品を利用するライフスタイルへの転換を促すとともに、リユース容器や詰め替え商品の利用促進など、使い捨てに依存しない生活様式の定着を図ることが重要です。

また、区民だけでなく事業者に対しても、製品やサービスの提供段階からプラスチック使用量を削減する取組を働きかけていく必要があります。特に飲食店や小売店舗、イベント主催者等との連携を強化し、環境に配慮した製品やサービスの普及を推進することが求められます。

(3)食品ロスの削減

区では、食べきり協力店制度やフードドライブなど、食品ロス削減に向けて多様な施策を展開してきました。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットと連携したフードドライブの受付拠点拡充など、着実に取組が進められています。

一方で、家庭ごみの中には依然として未利用食品が含まれているほか、飲食店や宿泊施設等へのアンケートでは食品ロス削減に取り組んでいない事業者も多く見られます。

今後は、家庭における「買い過ぎない」「食べ切る」といった行動の定着を図るため、食品ロスの現状や削減効果を分かりやすく発信していくことが重要です。

また、飲食店等の事業者に対しては、小盛メニューの導入など食べ残し削減の取組を促進するため、優良事例や食品ロス削減に取り組むことのメリットを周知していく必要があります。

(4)資源回収の拡大

区民のリサイクル意識は高く、これまでも資源回収品目の拡大を求める声が寄せられてきました。区では廃食用油回収拠点の拡充や、イベント回収、家具のリサイクル展など多様な手法により資源回収機会の拡大を進めており、これらの取組を積極的に周知していくべきです。

可燃ごみや不燃ごみの中には、依然として資源化可能な紙類やプラスチック類等が混入しており、更なる分別の徹底が必要です。

今後は、回収品目の拡大について、回収効率や再資源化の実現性、費用対効果を十分に検証しながら検討を進める必要があります。また、不燃ごみや粗大ごみからの資源回収など、既存施策の高度化にも取り組むことが重要です。

さらに、回収した資源がどのように再利用されているのかを積極的に発信し、「分別が資源循環につながる」という実感を持てるような周知を進めることが求められます。

(5)持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、区民が資源を適切に分別し資源化することの効果を実感できる仕組みであり、希薄化が指摘される地域コミュニティを維持する機能も有していることから、長年築き上げてきた回収システムを維持することが望まれます。区では、集団回収団体へ

の支援に加え、古紙価格の変動に対応するための回収業者への助成を行うなど、様々な支援を行っていますが、ライフスタイルやコミュニティの変化を的確に捉えて、効果的な施策の実施が必要です。

(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

資源・ごみの収集運搬に加えて、適正排出に向けた指導業務など、今後も区民が快適な生活を送れるよう、港区の地域特性を踏まえた清掃事業を実施していく必要があります。特に戸別訪問収集については、高齢者や障害者、子育て部門など福祉部門と連携してニーズを把握しながら、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、人口増加や集積所の分散化、気候変動による夏の猛暑など、収集業務の困難性が増していくおそれもあり、職員の安全確保に加え、交通事故などの事故を防止するための取組や職員研修が不可欠です。さらに、都内においても清掃車両や施設の火災が発生しており、その原因となるリチウムイオン電池などの危険物の混入防止を図ることも重要です。

今後は、持続可能な資源・ごみの収集運搬体制構築のため、ICT や AI などのデジタル技術の活用についても検討を要します。

(7)災害等への対応力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、発災時においても清掃業務を安定的に継続し、区民の衛生的な生活環境を確保するための備えの強化が必要です。災害時には大量の災害廃棄物の発生が想定されることから、平時から協定自治体や関係団体などとの連携を進めるとともに、発災時における収集運搬ルートの確保、仮置場の運営、大量の災害廃棄物の処理などについて具体的な対応手順を整理し、職員の対応力向上を図ることが重要です。

また、区民への情報発信やごみ排出ルールの周知を充実させることで、災害時における円滑な清掃事業の運営につなげていくことが求められます。

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

区が実施している様々なごみ減量・リサイクル施策について、「知らない」「利用したことがない」とする区民が少なくありません。一方で、ごみ減量や環境美化に関する意識啓発を求める声は高く、施策と区民意識の間には未だギャップが存在しています。今後の周知・啓発は、制度やルールを伝えるだけでなく、一人ひとりの行動変容につながる取組を強化する必要があります。SNS や動画、デジタルサイネージなどを活用し、若い世代にも伝わりやすい情報発信を進める必要があります。視覚的で分かりやすいコンテンツへ転換し、ごみ分別や食品ロス削減の効果を「見える化」することで関心を高めることが重要です。

また、幼少期から環境意識を育むため、学校や地域イベントと連携した体験型環境学習を充実させることが求められます。子どもを通じて家庭全体の意識向上を図ることで、

持続的な行動変容につなげることができます。さらに、区内に住む外国人や観光客に分別や排出ルールを理解してもらうため、多言語に加えてイラストやピクトグラムを活用した周知・啓発の検討も必要です。

区民や事業者に「ごみを減らし資源を循環させることが港区の魅力向上につながる」という共通認識を醸成し、地域への愛着や誇りを育む視点が求められます。

3　環境審議会委員名簿・審議会経過

4　ごみの発生量及び処理量の見込み（将来推計）

港区のごみ排出量が現状のまま推移した場合は、下記に示すとおりです。

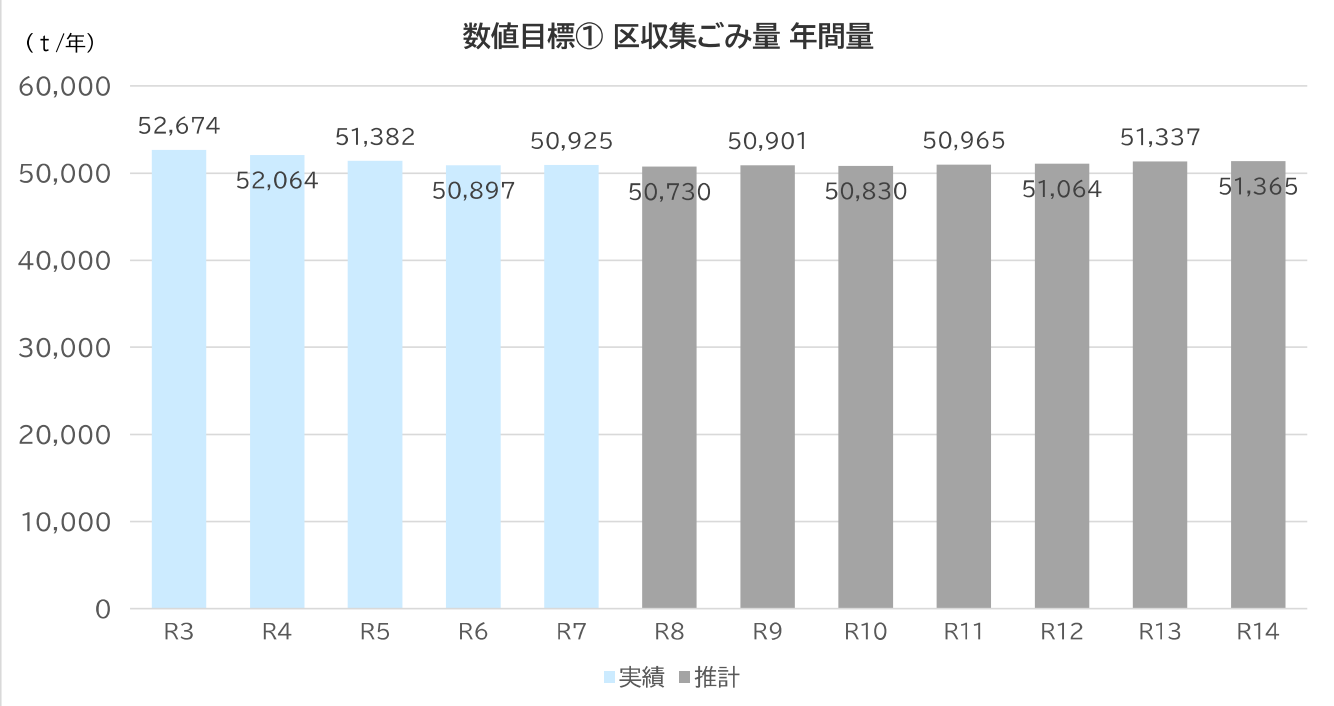
■ 数値目標の推計

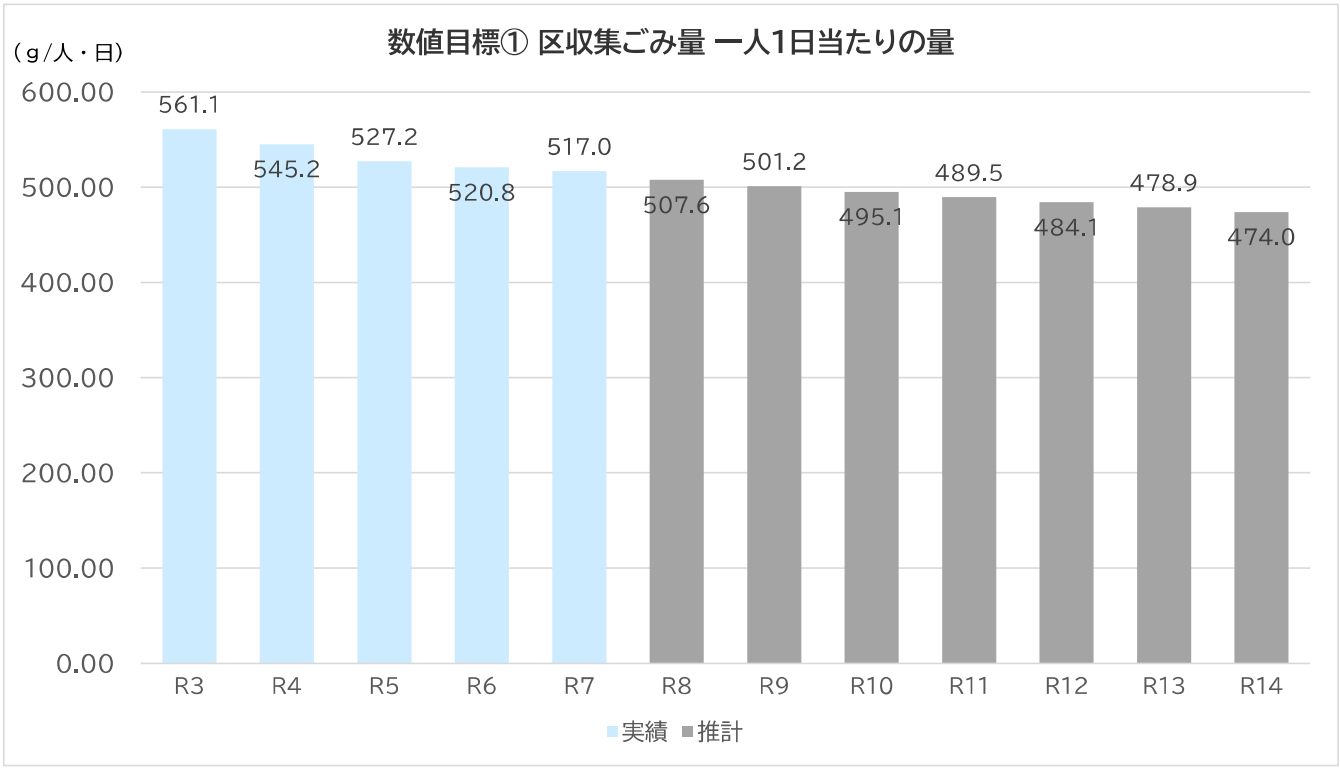
■ ①　区収集ごみ量の推計

区収集ごみ量は、区が家庭等から収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど、区民の日常生活から発生するごみの量や、発生抑制・分別の取組状況を把握するための基本的な指標です。

将来推計では、現状の分別・減量の取組に大きな改善がない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。最終目標値とは大きな差があり、特に、可燃ごみの削減は計画期間中の重要な課題です。

可燃ごみには、紙類、食品ロス、資源プラスチックなど、本来減量や資源化が可能なものが含まれていると考えられます。今後は、可燃ごみに混入している資源を減らし、食品ロス削減や分別徹底を進めることが必要です。将来推計を目標値に近づけるためには、古紙・雑がみ、資源プラスチックなどの分別方法を分かりやすく周知するとともに、食品ロス削減や資源回収の拡大、集積所でのふれあい指導、集合住宅や転入者への情報提供を進め、区収集ごみ量の削減を図る必要があります。



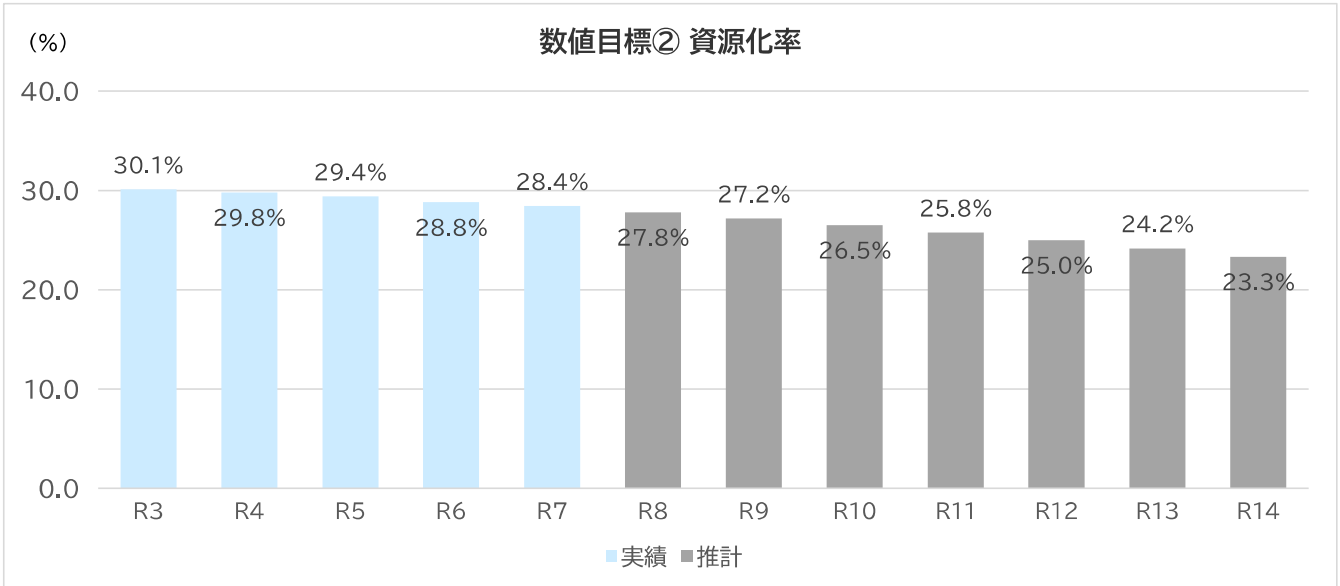


■ ②　資源化率の推計

資源化率は、ごみや資源として排出されたもののうち、どれだけが資源として再利用されたかを示す指標です。

将来推計では、現状の分別状況や資源回収量のままでは、目標値まで十分に上昇しない可能性があります。中間目標・最終目標は高い水準に設定されており、資源化率の向上には分別徹底と資源回収量の拡大が不可欠です。特に、可燃ごみ中に混入している紙類や資源プラスチックを資源として回収することが重要です。

区では多様な資源回収の仕組みがありますが、それを区民が利用しやすくすることが課題です。今後は、分かりやすい周知と回収機会の充実により、将来推計を目標値に近づける必要があります。

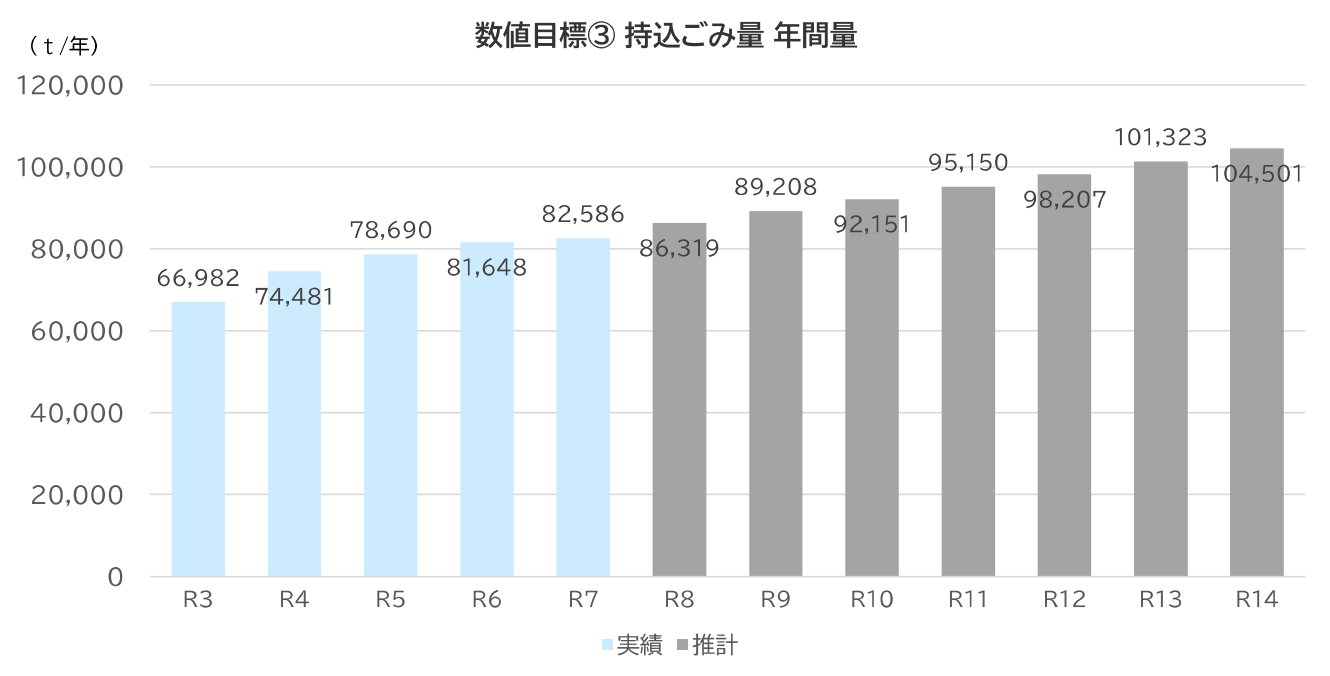


■ ③　持込ごみ量の推計

持込ごみ量は、事業者が清掃工場へ持ち込むごみの量を示す指標です。

将来推計では、事業活動や来街者の回復に伴い、再び増加する可能性があります。中間目標の水準には近い又は下回る状況がみられる一方で、最終目標に向けてはさらなる削減が必要です。港区はオフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設が多く、事業系ごみの影響を強く受けます。今後は、紙類、食品廃棄物、プラスチック類の分別・資源化を事業者に促す必要があります。

将来推計を目標値に近づけるため、大規模事業者だけでなく小規模事業者への周知・指導も重要です。



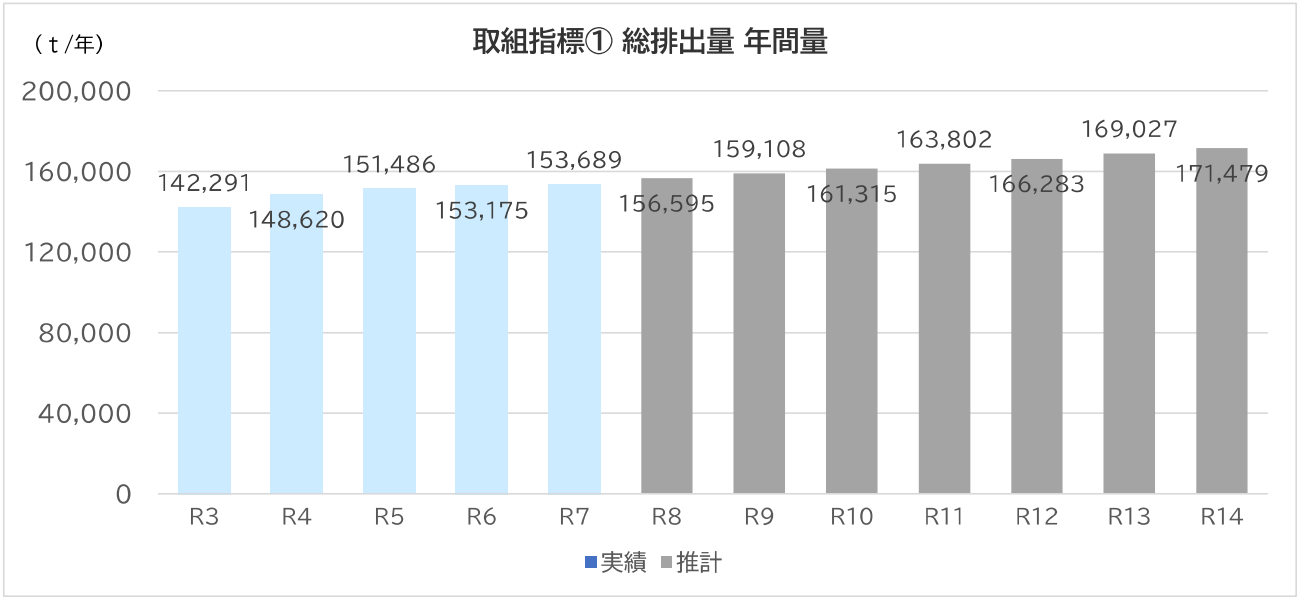
■ 取組指標の推計

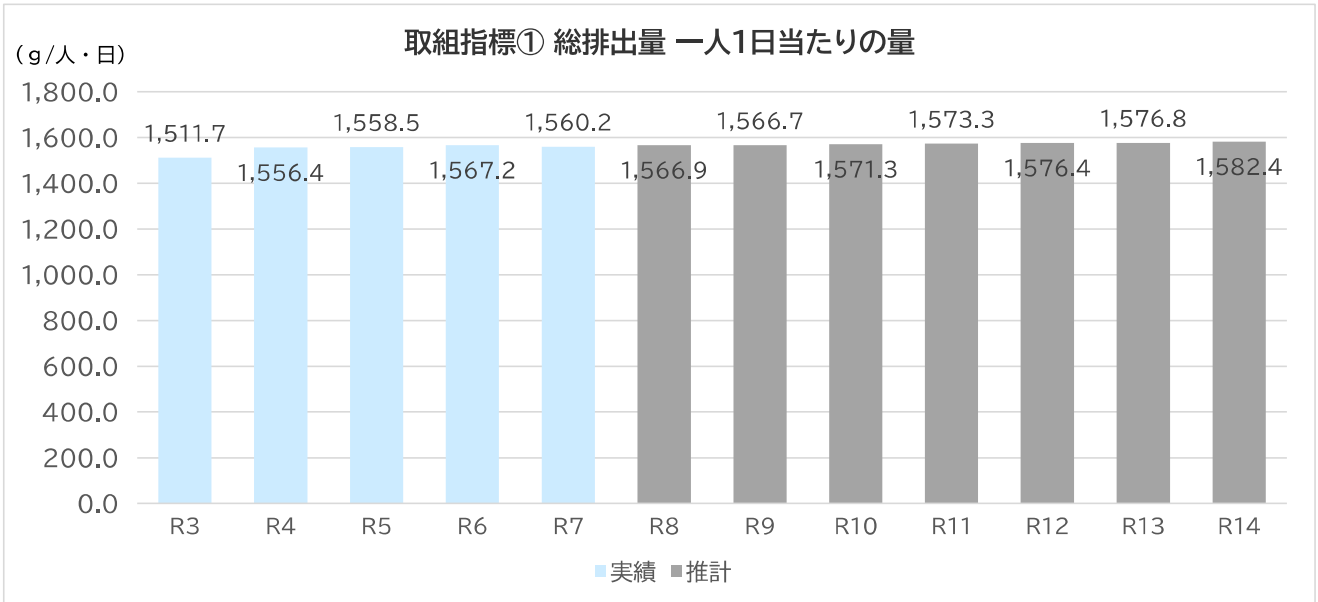
■ ①　総排出量の推計

総排出量は、人口増加や事業活動、来街者の動向の影響を受けやすく、将来推計では大きく減少しにくい傾向がみられます。

一人当たり排出量の削減が進んだ場合でも、区全体の人口や昼間人口が増加すると、総量としては横ばい又は増加に転じる可能性があります。特に、家庭ごみだけでなく、事業系ごみの発生抑制が総排出量の抑制に大きく関わります。

今後は、紙類、食品廃棄物、プラスチック類の資源化を進め、人口や事業活動の増加による排出量の増加を抑える必要があります。区民・事業者・区が連携し、将来推計が目標値を上回らないよう、継続的な減量対策を進めることが重要です。





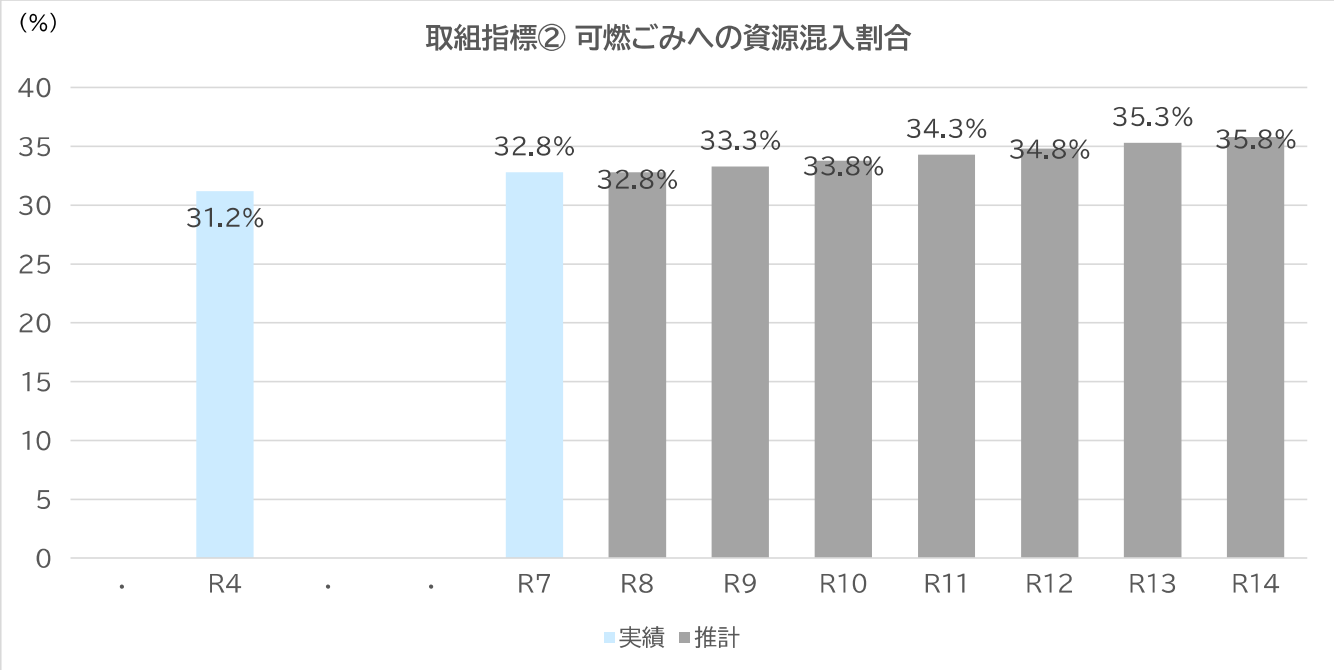
■ ②　可燃ごみへの資源混入割合の推計

可燃ごみへの資源混入割合は、可燃ごみの中に資源化できる紙類やプラスチック類などがどの程度含まれているかを示す指標です。

将来推計では、分別の徹底が進まない場合、資源混入割合は目標値まで十分に低下しない可能性があります。

目標値は段階的に低下する設定となっており、可燃ごみに混ざる資源を継続的に減らすことが求められます。現状の混入割合は目標値に対して高い水準であり、紙類や資源プラスチックの分別徹底が大きな課題です。

資源混入割合が高いまま推移すると、可燃ごみ量の削減や資源化率の向上にも影響します。今後は、混入が多い品目を把握し、分かりやすい分別周知と集合住宅・転入者向けの対策を進める必要があります。



※ 排出実態調査は３年おきに実施しているため、実施時の数値を記載

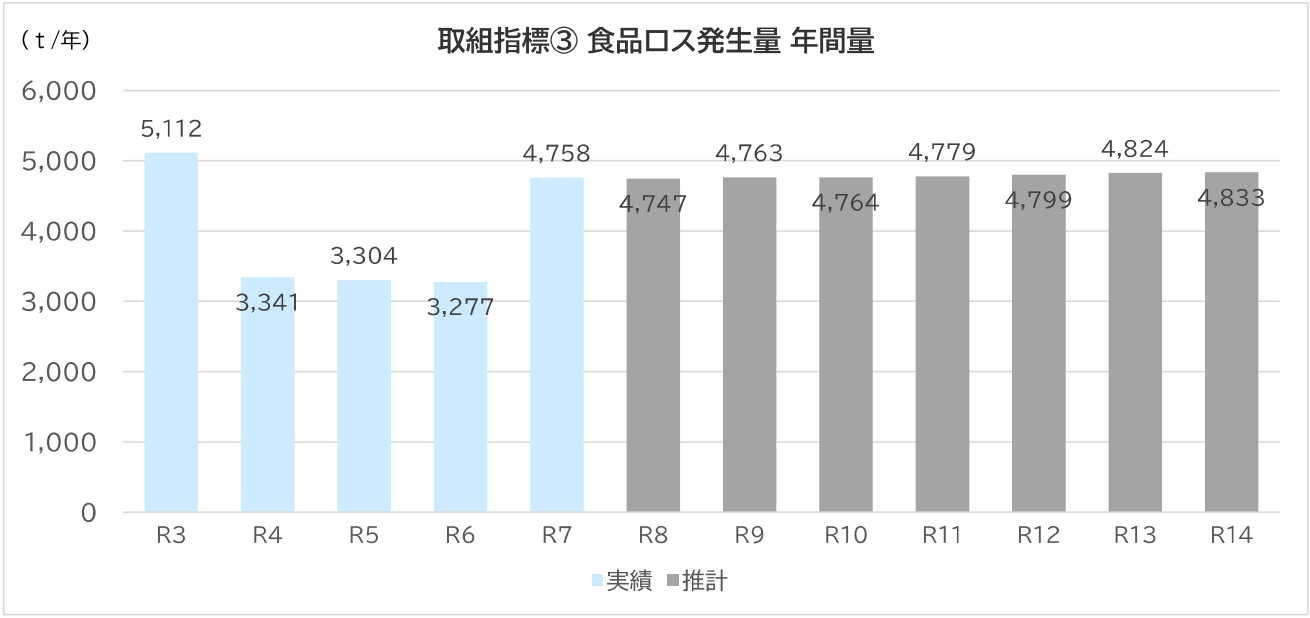
■ ③　食品ロス発生量の推計

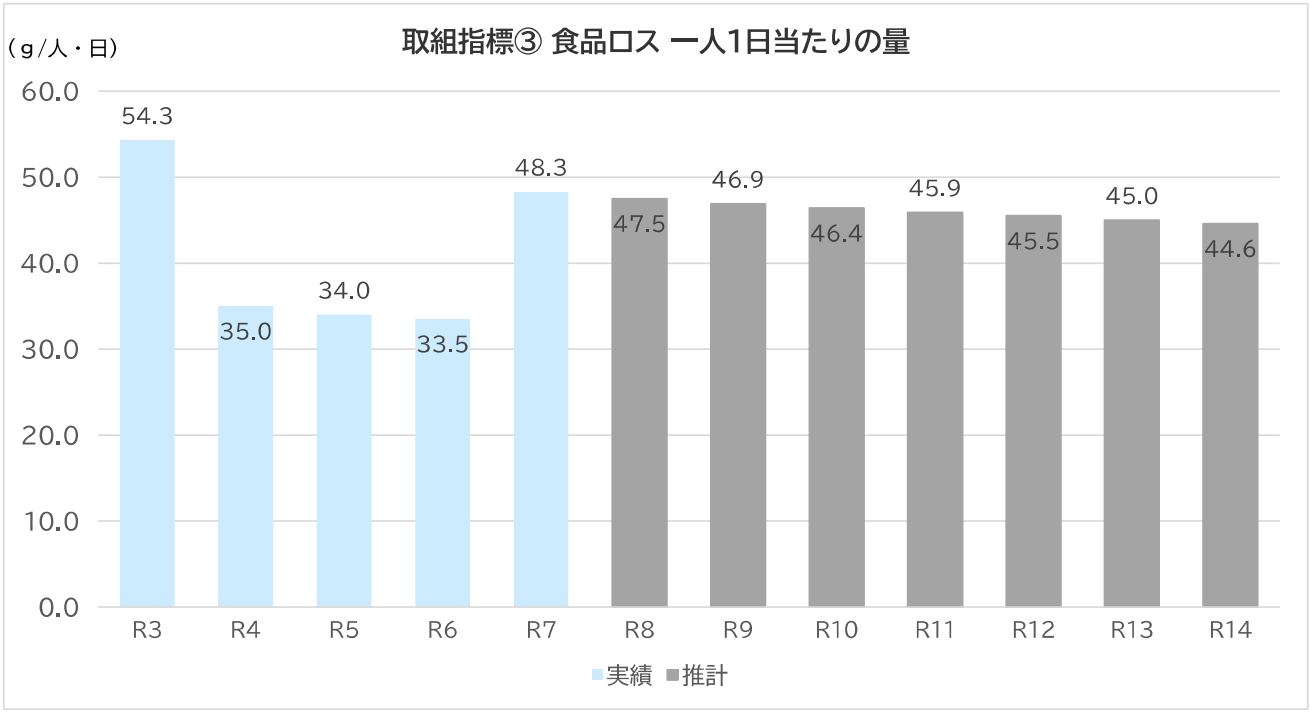
食品ロス発生量は、家庭から発生する、まだ食べられる食品の廃棄量を示す指標です。

将来推計では、現状の取組だけでは目標の水準まで十分に減少しない可能性があります。特に港区は飲食店、宿泊施設、商業施設が多く、事業活動や来街者の影響を受けやすい地域特性があります。

目標値に近づけるためには、家庭での買いすぎ防止、使い切り、食べ切りの徹底が必要です。事業者においても、仕入れ・調理量の適正化、食べ残し削減、未利用食品の活用が求められます。

食品ロス削減は、可燃ごみ量の削減や温室効果ガス排出量の抑制にもつながる重要な取組です。



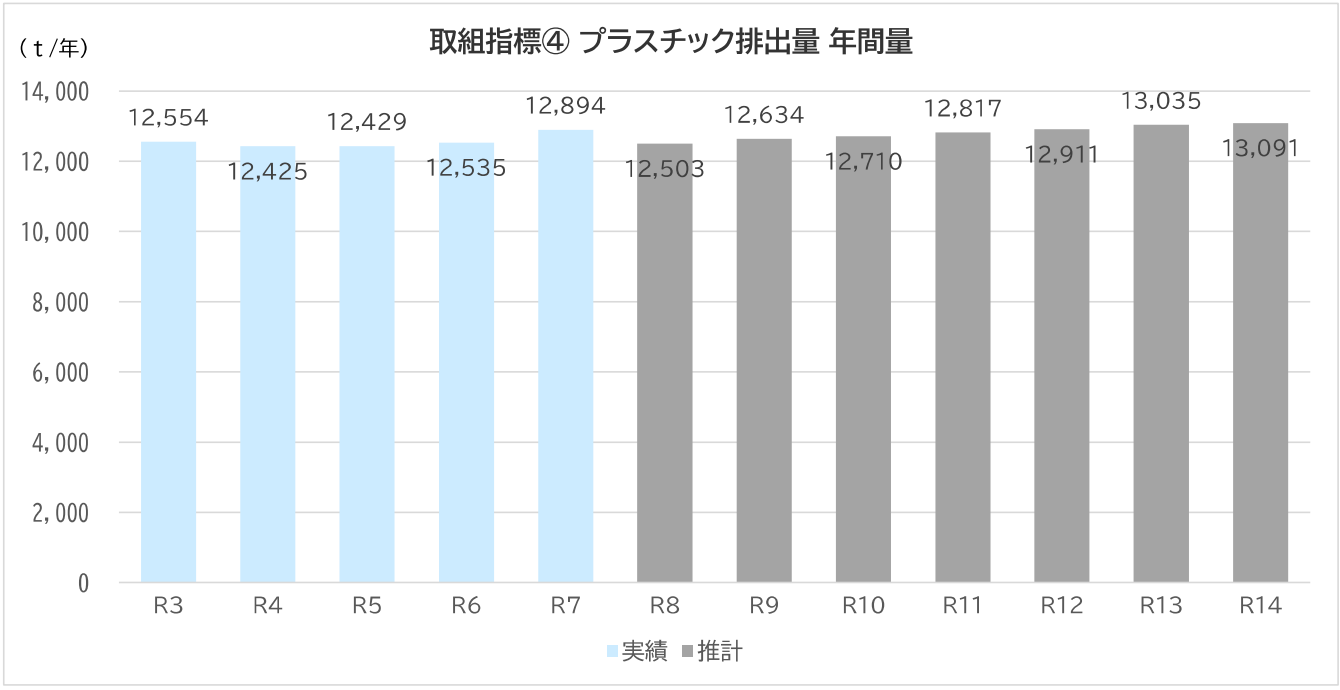


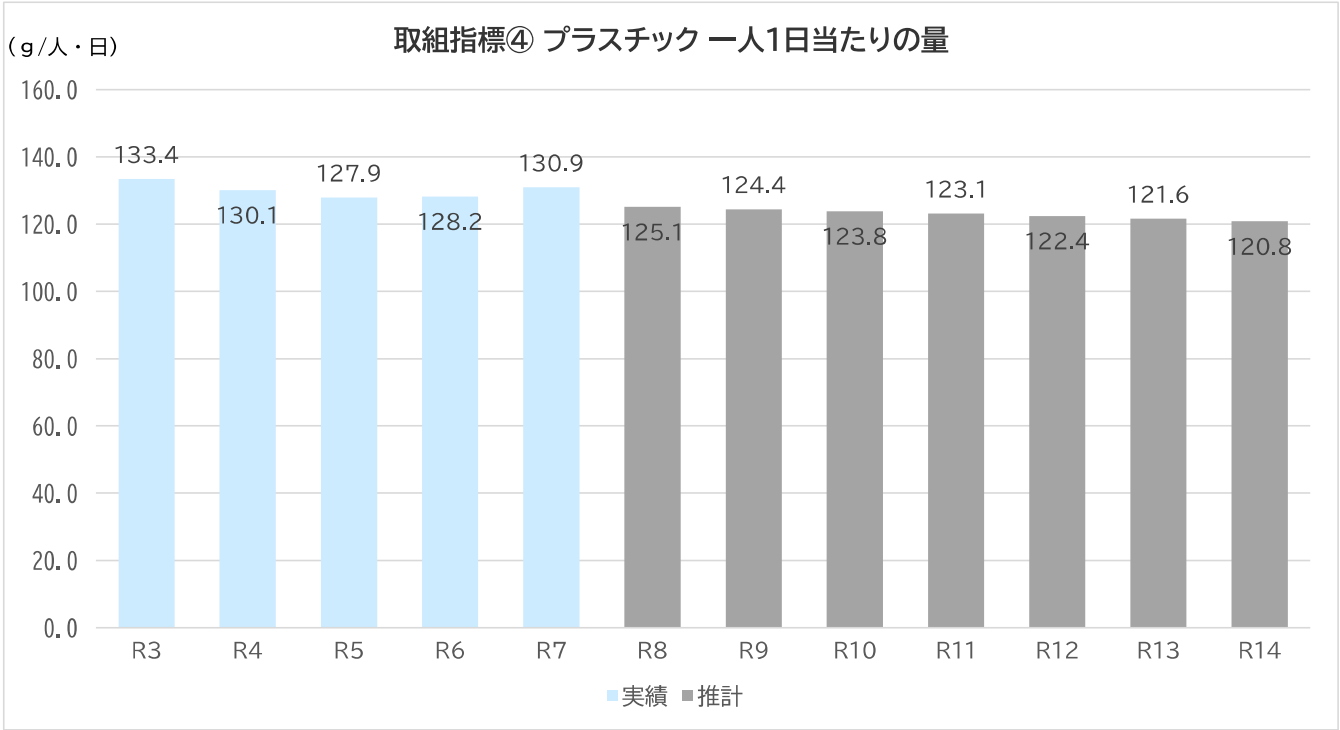
■ ④　プラスチック排出量の推計

プラスチック排出量は、家庭や事業活動から排出されるプラスチックの量を示す指標です。将来推計では、使い捨てプラスチックの使用抑制や分別徹底が進まない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。

港区では早くからプラスチック全般を資源として回収していますが、排出量そのものの削減が引き続き課題です。目標値に近づけるためには、マイバッグ、マイボトル、詰替え商品の利用など、発生抑制の取組が重要です。あわせて、容器包装プラスチックや製品プラスチックを正しく分別し、可燃ごみへの混入を減らす必要があります。

プラスチック排出量の削減は、資源循環の推進と温室効果ガス排出量の削減につながります。

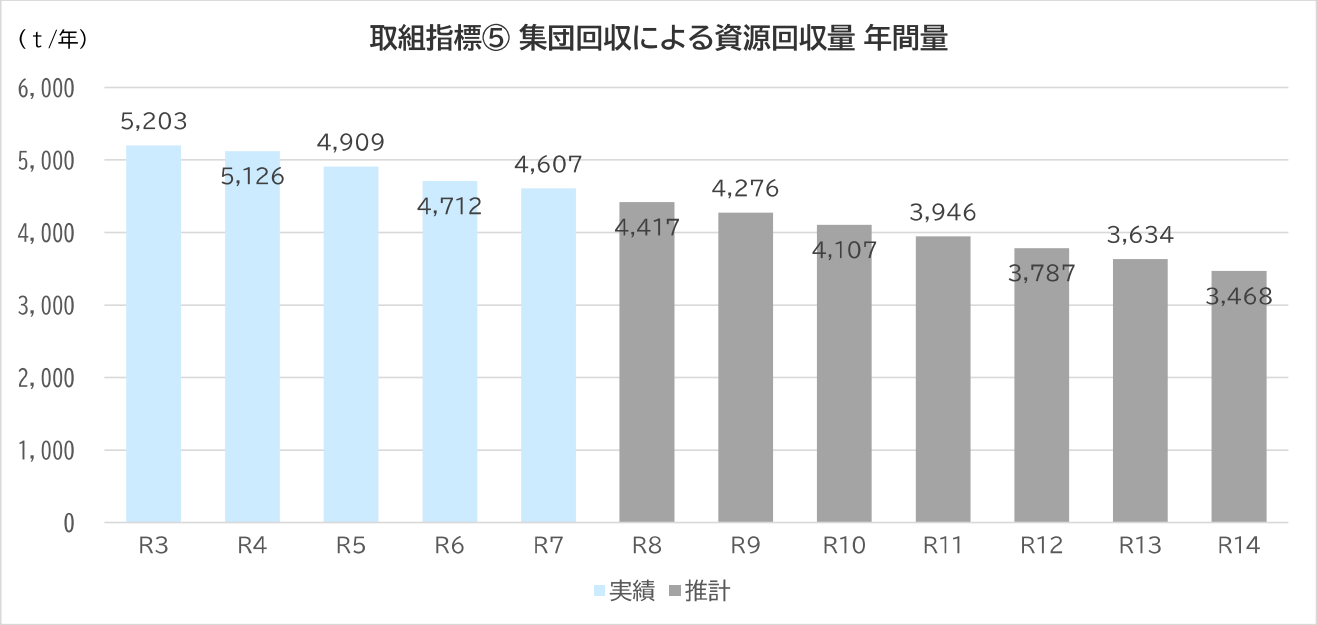




■ ⑤　集団回収による資源回収量の推計

集団回収による資源回収量は、町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などが自主的に回収する資源量を示す指標です。将来推計では、新聞・雑誌等の紙類の減少や地域活動の担い手不足により、回収量が伸びにくい傾向が想定されます。目標値に対しては、現状の延長では十分な増加が見込みにくく、制度の継続性と参加しやすさの向上が必要です。

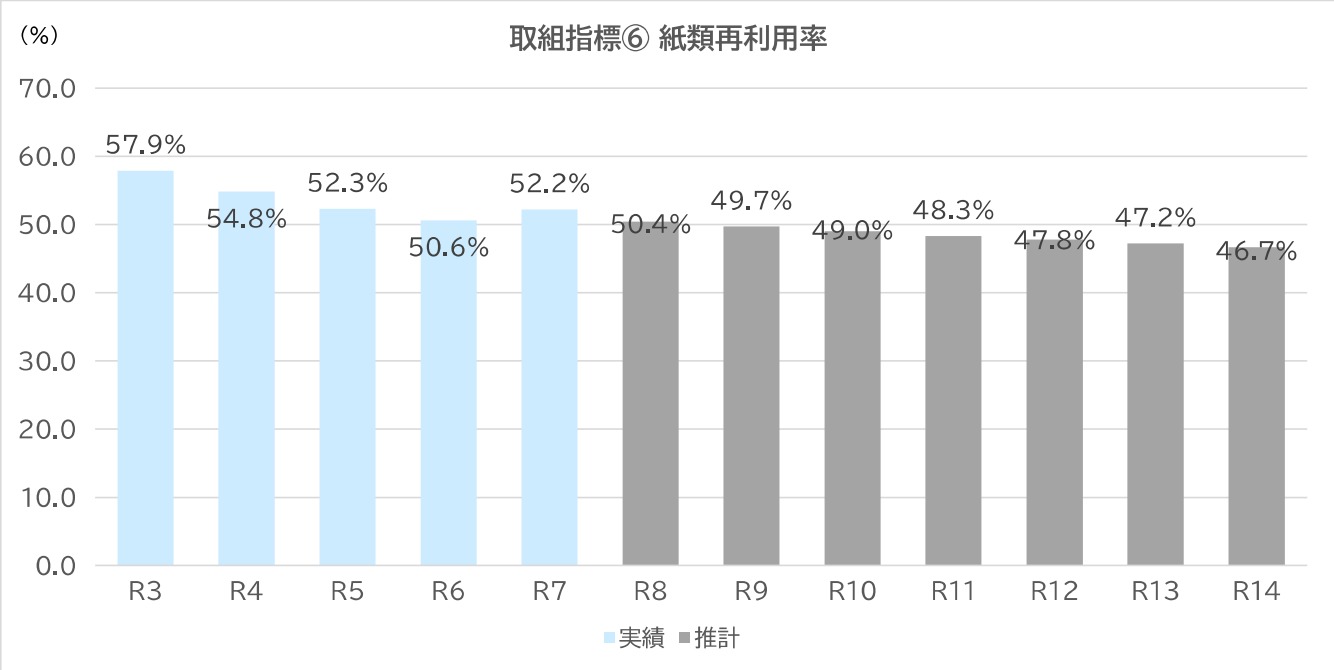
集団回収は、資源化だけでなく地域活動や環境美化にもつながる取組です。今後は、既存団体への支援を継続するとともに、集合住宅や新たな団体が参加しやすい仕組みを整える必要があります。地域に根ざした回収活動を維持・拡大することで、目標値に近づけていくことが重要です。

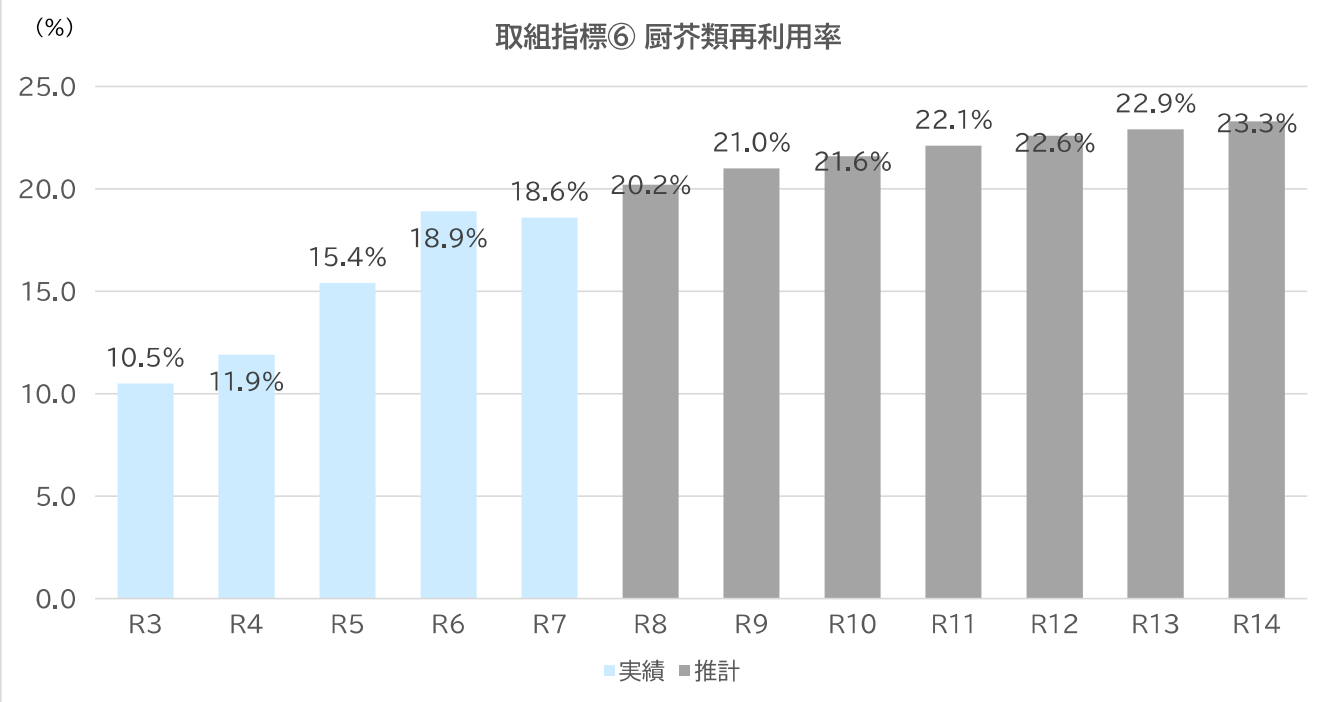


■ ⑥　再利用計画書上の再利用率の推計

再利用計画書上の再利用率は、大規模事業用建築物等で紙類や厨芥類がどれだけ再利用されているかを示す指標です。将来推計では、現状の取組のままでは、紙類・厨芥類ともに目標値まで十分に上昇しない可能性があります。特に紙類は目標値との差が大きく、オフィス等での分別徹底が必要です。厨芥類についても、飲食店や宿泊施設等での食品ロス削減や食品リサイクルの推進が課題です。

再利用計画書は提出するだけでなく、実際の排出抑制・分別・再利用行動につなげることが重要です。業種や建物規模に応じた指導・助言により、将来の再利用率を目標値に近づける必要があります。

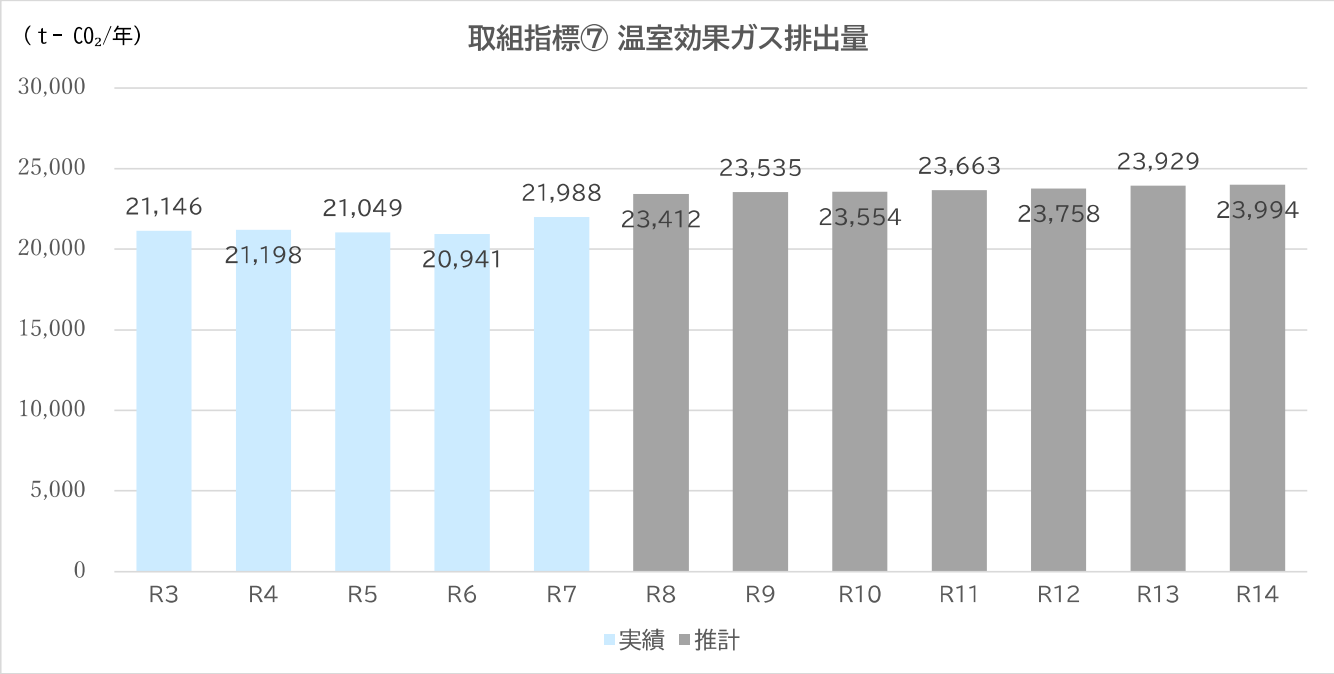

取組指標⑥ 紙類再利用率
(%)
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
57.9%
54.8%
52.3%
50.6%
52.2%
50.4%
49.7%
49.0%
48.3%
47.8%
47.2%
46.7%
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
実績
推計


取組指標⑥ 厨芥類再利用率
(%)
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
10.5%
11.9%
15.4%
18.9%
18.6%
20.2%
21.0%
21.6%
22.1%
22.6%
22.9%
23.3%
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
実績
推計

■ ⑦　温室効果ガスの排出量の推計

温室効果ガスの排出量は、可燃ごみやプラスチックの焼却に伴う二酸化炭素等の排出量を示す指標です。将来推計では、可燃ごみ量やプラスチック排出量、持込ごみ量が十分に減らない場合、目標値を上回って推移する可能性があります。目標値に近づけるためには、可燃ごみ削減、資源プラスチックの分別徹底、食品ロス削減を一体的に進める必要があります。

ごみ減量と資源化を脱炭素につながる行動として周知し、将来推計を目標値に近づけることが重要です。



5　用語集

用語	説明
イベント回収	区のイベントなどに合わせて実施する資源回収。廃食用油、園芸土、使用済み小型家電等を回収する。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。家庭から出るごみのほか、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないものも含まれる。
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法に基づき、区市町村が一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、収集運搬、処理・処分等を総合的かつ計画的に進めるために定める基本計画
ＳＤＧｓ	令和 12（2030）年までに達成すべき、17 の持続可能な開発目標のこと
温室効果ガス	地表から放出される熱を吸収し、地球温暖化の原因となる気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが含まれる。
仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管、搬出を行う場所
拠点回収	公共施設等に回収ボックスや回収場所を設け、使用済み小型家電、古着、廃食用油等を資源として回収する方法
戸別訪問収集	高齢者や障害者等で構成される、ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先等からごみを収集する支援サービス
小型充電式電池	リチウムイオン電池など、充電して繰り返し使う小型電池。火災の原因となるおそれがある。
ごみ処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみの発生抑制、分別、収集運搬、中間処理、最終処分等に関する基本的な事項を定める計画
災害廃棄物	地震、風水害等の災害により発生する廃棄物。壊れた家具、家電、建材、片付けごみなどが含まれる。
再利用計画書	一定規模以上の建築物等において、廃棄物の発生抑制や再利用、資源化の取組を計画的に進めるために作成・提出する書類
３０・１０運動	宴会等の開始後 30 分と終了前 10 分は料理を楽しむ時間とすることで、食べ残しを減らす取組
産業廃棄物	事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くずなどの廃棄物のこと
資源化	廃棄物や不要物を再び資源として利用できる状態にすること

資源化率	排出されたごみ・資源の総量に対し、資源として再利用又は再生利用された量が占める割合
資源プラスチック	資源として回収できるプラスチック類のこと。容器包装プラスチックや製品プラスチックなどプラマークがついているもの
事業系ごみ	事業活動に伴って発生するごみのこと
集団回収	町会・自治会、ＰＴＡ、マンション管理組合などの地域団体が、古紙、びん、缶、布類などを自主的に回収し、回収業者に引き渡す取組
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用し、天然資源の消費と環境負荷をできる限り低減する社会のこと
循環経済	資源を効率的・循環的に利用しながら、廃棄物の発生を抑え、製品や素材の価値をできるだけ長く保つ経済の考え方
食品ロス	まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと
３Ｒ	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３つの取組の総称
生活排水処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水の処理に関する基本的な事項を定める計画
製品プラスチック	プラスチック素材でできた製品そのものをいう。バケツ、ハンガー、文具、収納用品が該当する
ゼロカーボンシティ	2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざすことを表明した自治体や公共団体のこと
食べきり協力店	小盛りメニューの提供、持ち帰りへの配慮、食べ残し削減の呼びかけなど、食品ロス削減に取り組む飲食店のこと。区内には約 300 店の登録店がある。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざし、エネルギー利用、産業活動、暮らし方等を見直す社会
厨芥類	調理くず、食べ残し、売れ残り食品などの生ごみ類のこと
ＤＸ	先進的なデジタル技術を活用して業務やサービスを変革すること
廃棄物処理法	正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集運搬・処分、生活環境の保全等について定めている。
ピックアップ回収	収集した不燃ごみや粗大ごみ等の中から、金属類や小型家電など資源化できるものを選別して回収する方法

フードドライブ	家庭で余っている未利用食品を集め、食品を必要とする団体や施設等へ提供する取組
未利用食品	使用されないまま廃棄される、まだ食べられる状態にある食品のこと
持込ごみ	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して、清掃工場などの処理施設へ持ち込む事業系ごみのこと
容器包装プラスチック	商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装。食品トレイ、袋、カップ、ボトル類などが該当する
リサイクル	不要になったものを資源として回収し、原材料や製品として再び利用する取組
リデュース	ごみの発生や資源の消費そのものを減らす取組
リユース	一度使用した製品や部品を、ごみにせず繰り返し使用する取組